

# 教育計画書

訪販化粧品工業協会

## (1) 教育内容

教材は下記を使用します。

化粧品訪問販売員教材「信頼される訪問販売員」

## (2) 教育項目と教育時間

訪粧協カリキュラムに従って実施いたします。

## (3) 教育方法

集合教育、通信教育、定時教育のいずれか、又はそれらの併用になります。教育主体者となる訪粧協会員企業が具体的教育法を定め、教育方法企画書を訪粧協へ提出することになっています。

## (4) 評価方法

化粧品訪問販売員教育評価の問題集 31 問により、教育評価を測定します。

## (5) 化粧品訪問販売員教育評価の合否基準

化粧品訪問販売員教育評価の合否基準によって採点し、特定商取引に関する法律における販売員遵守義務である①「氏名等の明示」、②「勧誘を受ける意思の確認・再勧誘の禁止」、③「書面交付義務」、④「禁止行為」、⑤「クーリング・オフ」、⑥「著しい過量契約の解除」に関する問題は 100/100 の正解率とし、さらに、その他の問題は各項目において 70/100 の正解率をもって合格とします。

## (6) 教育主体者

訪粧協会員企業が教育主体者となります。また、「販売員登録証」の発行者も教育主体者である当会会員企業となります。

## (7) 登録に関する事項

「販売員登録証」発行者 訪粧協会員企業

## 販売員登録証（モデルケース）

（表面）

販売員登録証	
氏名	
登録番号	
所属企業	代理店名も可
交付年月日	
登録発行者	〇〇〇〇株式会社 <sup>®</sup>
訪販化粧品工業協会会員	

写真

（裏面）

表記の販売員は、当会の制定した教育カリキュラムを受けた者である。	
訪販化粧品工業協会	
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"><li>1. この証は、いつも携帯し、相手方に提示しましょう。</li><li>2. 履修した教育の趣旨を守って誠実に行動しましょう。</li><li>3. この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないで下さい。</li><li>4. この証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出て下さい。</li><li>5. この証は、退職・転職等によって、資格を失ったときは直ちに発行者に返して下さい。</li></ol>

- \* 「販売員登録証」のサイズは名刺大（5.3 cm×8.5 cm）以上として下さい。
- \* 登録証のデザインは各会員企業が自由に作成していただいて構いませんが、当該「販売員登録証」のモデルを必ず訪粧協まで提出してください。

## 訪粧協カリキュラム

### 教育内容及び教育時間

教 育 内 容		教育時間		
項 目	細 目	集合教育	通信教育	
訪問販売員が遵守すべき法規制の内容に関する事項	<p>1) 化粧品訪問販売員の活動の意義</p> <p>2) 特定商取引に関する法律</p>	<p>1) 化粧品訪問販売は社会にどのように役立っているのでしょうか</p> <p>2) 販売に当たっての心構え</p> <p>3) なぜ「特定商取引に関する法律」ができたのでしょうか</p> <p>4) どのような販売を「訪問販売」というのでしょうか</p> <p>5) 特商法で訪問販売員が必ず守るべきことは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 氏名等の明示、勧誘を受ける意思の確認、再勧誘の禁止</li> <li>○ 書面の交付</li> <li>○ 契約書面の内容と記入上の注意について</li> <li>○ クーリング・オフの契約書面による告知</li> </ul> <p>6) 法律ではどのような販売行為が禁止されているのでしょうか</p>	2 時間以上	
業界共通の事項	<p>3) 化粧品訪問販売の倫理要綱を守りましょう</p> <p>4) お客さまの苦情は誠意を持って対応しましょう</p> <p>5) 化粧品を正しくお使いいただきましょう</p> <p>6) 化粧品に関わる諸規制</p> <p>(参考) いわゆる「健康食品」の販売と薬事法について</p> <p>(参考) クレジット契約について</p>	<p>1) 消費者契約法について</p> <p>2) 薬事法について</p> <p>3) 景品表示法と公正競争規約について</p> <p>4) お客さまの個人情報の取扱いについて</p> <p>5) いわゆる「健康食品」とは何か</p> <p>6) 販売に際して注意すること</p>	2 時間以上	1 ヶ月程度
その他企業毎に必要な専門事項	<p>7) 当社の考え方</p> <p>8) お客さまにお渡しする書面</p> <p>9) 信販会社と提携の場合</p> <p>10) その他必要事項</p>	<p>1) 当社の歴史</p> <p>2) 当社の社会的役割</p> <p>3) 当社の商品の種類と特性</p> <p>4) 当社の営業方針</p> <p>5) 当社製品による美容法</p> <p>6) その他</p> <p>7) 当社の定めた契約の内容を明らかにする書面について</p> <p>8) 割賦払い希望のお客さまのために信販会社と提携している場合は、商品売買契約と個品割賦購入あっせん契約について</p>	4 時間以上	

(注) 教育には統一教材を使用し、その時間については上記時間以下にしないものとする。